

義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元を求めるための意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、令和9年度政府予算編成において下記の事項が実現されるよう求める。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

総務大臣 林 芳正 殿

財務大臣 片山 さつき 殿

文部科学大臣 松本 洋平 殿

衆議院議長 森 英介 殿

参議院議長 関口 昌一 殿